

「状態像の目安」の運用の手引き

(状態像の目安にかかる確認報告書作成時にご覧ください。)

目次

1	状態像の目安の概要	2
2	状態像の目安の利用について	2
3	状態像の目安とその基準	3
4	ケアマネジメントの流れ	4
5	状態像の目安にかかる確認報告書	5
	(1) 目的	5
	(2) 作成のタイミング	5
	(3) 作成の流れ	5
	(4) 記載上の注意点について	6
	(5) 記載例	8

【押さえてほしいポイント】

① **確認報告書の記載内容と、ケアプランの内容及びサービス提供実態の整合性に気をつけてください。**

② **身体介護のうち、「自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助」を必要とする場合は、必要なサービス内容や目標を具体的に記載してください。**

【令和3年4月の主な変更点】

ケアプランチェック結果や運用上の課題等から、以下の通り運用方法を変更した。

- ① ケアマネジメントの流れにおいて、「事業所なし」を選択の際、「6か月評価時」毎に再度確認報告書を作成となっていたものを、「中間評価時」に再作成と変更。
- ② 確認報告書の様式を変更し、具体的な状況や予防専門型のサービスの必要性について記載しやすいよう、具体的な状況の記載欄を拡大。
- ③ これまでは、状態像の目安に「準ずる」人のみ、確認報告書に具体的な記載が必要としていたが、状態像の目安①～④に該当した人も、具体的な状況や必要とされるサービス内容などについて簡潔に記載に変更。

状態像の目安に基づいて、介護予防ケアマネジメントを行い、状態像の目安にかかる確認報告書を作成いただく際のポイントや注意点をまとめました。ご確認ください、適切な運用にご協力ください。

1 状態像の目安の概要

介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、従前の「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」を、それぞれ「予防専門型訪問サービス」及び「予防専門型通所サービス」と位置付けるとともに、基準緩和型サービスとして、生活支援型訪問サービス、ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービスなど、多様なサービスを提供することとなった。

そのため、介護予防ケアマネジメントにおいて、各利用者の心身の状態に応じた適切なサービス案内ができるよう、並びに基準緩和型サービスの利用促進を図り、介護給付の適性化につながるよう、予防専門型サービスの利用が可能な方の状態像の目安を定めた。

【これまでの経緯】

平成 28 年 3 月	『「新しい総合事業」における「予防専門型訪問サービス・通所サービス」利用にあたっての考え方について』により、状態像の目安を示した。
平成 29 年 4 月	「状態像の目安」について、客観的な基準がなく判断が難しいとの意見から、主治医意見書の「障害高齢者の自立度」により振り分けが可能となるよう基準を示した。

2 状態像の目安の利用について

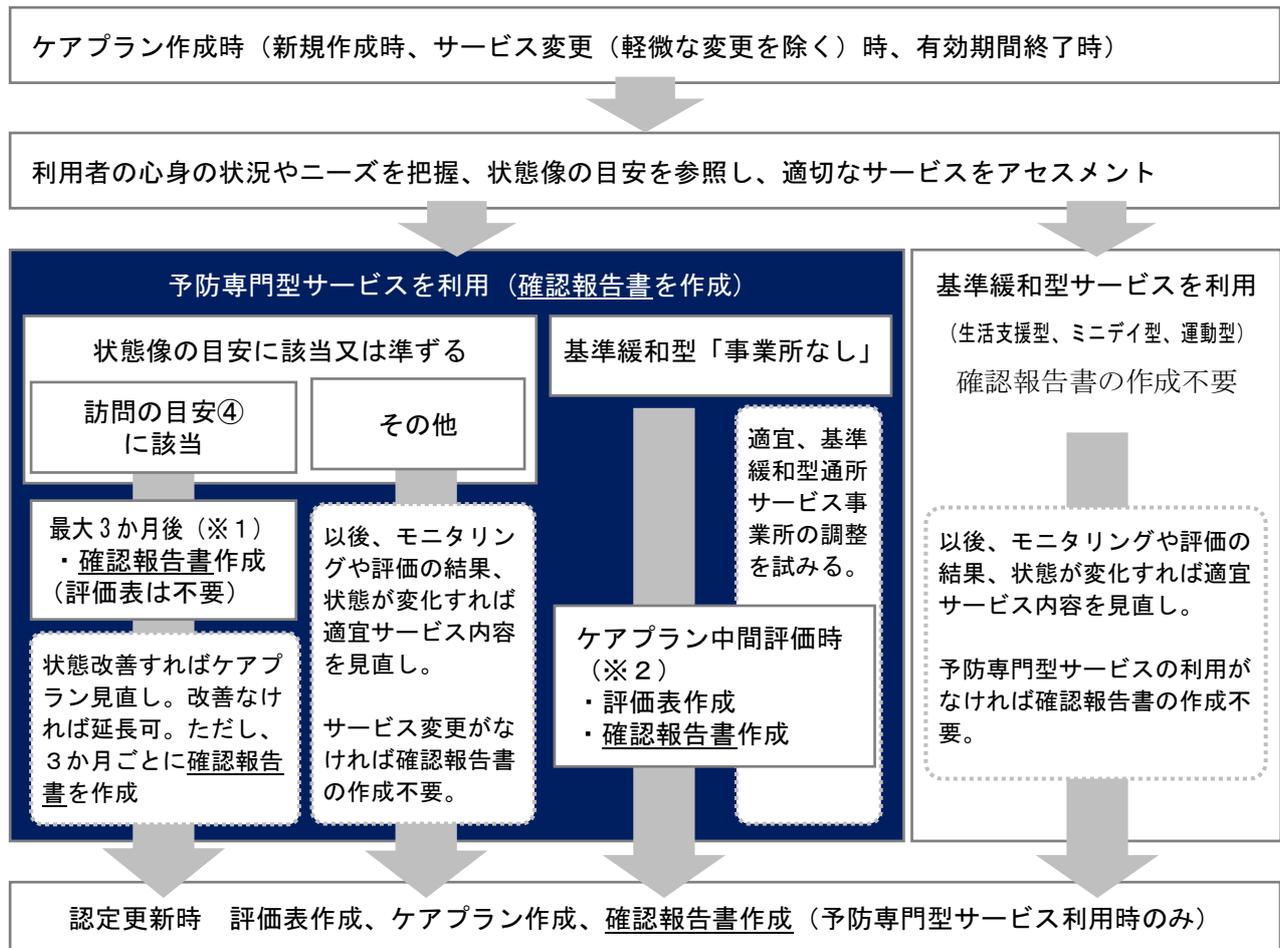
状態像の目安とその基準は、「要支援者」、「事業対象者」の方で、予防専門型サービスを利用することが適切と考えられる状態像とその客観的指標となる基準を設けたものである。

基本チェックリストによる事業対象者の場合、認定調査票や主治医意見書がないため、アセスメント結果や基本チェックリストの回答状況を踏まえ、状態像の目安に「該当」あるいは「準ずる」かについて判断することとする。

3 状態像の目安とその基準

区分	【状態像の目安】	【基準】
予防専門型訪問サービス	①身体介護が必要な方	①主治医意見書の「障害高齢者の自立度」のランクが「A1」以上
	②日常生活に支障を来たすような認知症の症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられる方	②主治医意見書の「認知症高齢者の自立度」のランクが「Ⅱa」以上
	③精神疾患等の疾病があり、ヘルパーの交代が病状等の悪化につながる恐れがある方	③主治医意見書により、疾病の記載が確認できること。
	④退院直後や骨折の治療中など、一時的に予防専門型訪問サービスが必要な方	④利用期間は、最大3ヶ月を上限に治癒するまでの期間とする。
予防専門型通所サービス	①疾病により歩行に支障があり、送迎が無いとサービスが利用できない方。	①主治医意見書の「障害高齢者の自立度」のランクが「A1」以上
	②日常生活に支障を来たすような認知症の症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられる方	②主治医意見書の「認知症高齢者の自立度」のランクが「Ⅱa」以上
	③精神疾患等の疾病があり、環境の変化が病状等の悪化につながる恐れがある方	③主治医意見書により、疾病の記載が確認できること。
	④通所サービスの利用にあたり、日常生活動作のうちの「入浴」、「更衣」、「排泄」のいずれかにおいて見守りが必要な方	④認定調査票が下記項目の結果のいずれか該当していること <ul style="list-style-type: none"> ・「洗身」が「一部介助」以上に該当 ・「排尿・排便」が「見守り等」以上に該当 ・「上着の着脱・ズボン等の着脱」が「見守り等」以上に該当

4 ケアマネジメントの流れ



- (※1) 再度予防専門型サービスを利用する場合のみ作成（基準緩和型サービスへ移行する場合は不要）
- (※2) ケアプラン中間評価時に再度確認報告書を作成（「運動機能向上加算」等における評価時（3か月）は作成不要）

5 状態像の目安にかかる確認報告書

(確認報告書は別紙1参照)

(1) 目的

状態像の目安にかかる確認報告書は、予防専門型サービスを利用する理由や目的が適切なものであるかを確認することを目的としている。

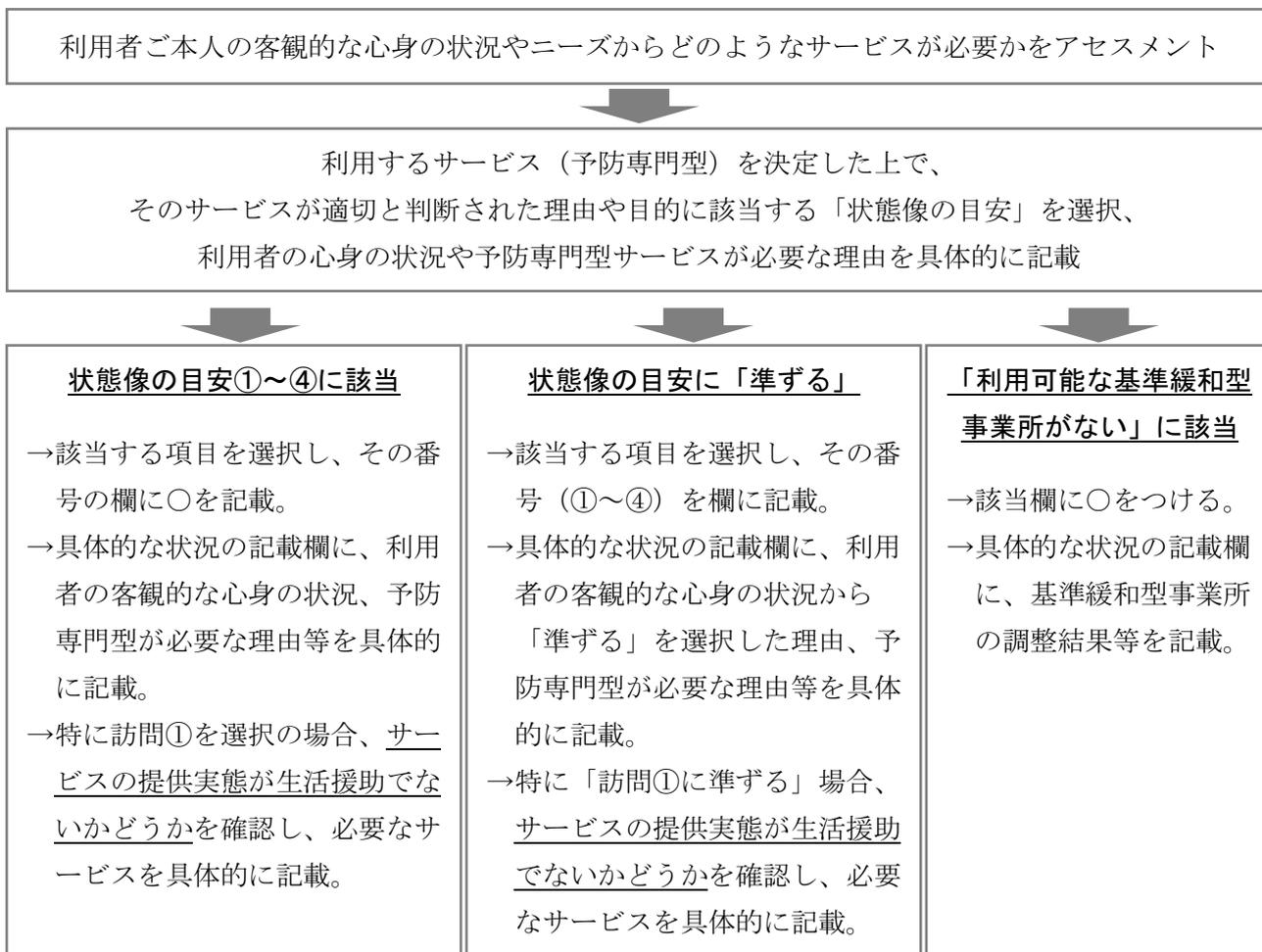
そのため、確認報告書は、実際に利用するサービスを選択した理由やその目的を確認するものとして記載し、ケアプラン及びサービス提供実態と記載内容に矛盾がないようにする必要がある。

(2) 作成のタイミング

状態像の目安にかかる確認報告書は、以下の場合に作成が必要となる。

- | |
|-------------------------------------------------------------------------|
| ① 予防専門型サービスを利用する方のケアプラン作成時（ケアプラン原案と合わせて作成） |
| ② 訪問サービスにおける状態像の目安④「退院直後等で一時的に予防専門型が必要な方」を選択した場合の最大3か月後で、再度予防専門型を利用する場合 |
| ③ 「事業所なし」で予防専門型サービスを利用した場合の中間評価時（評価表と合わせて作成） |

(3) 作成の流れ



(4) 記載上の注意点について

① 予防専門型訪問サービスを利用の場合の注意点

(ア) 目安①「身体介護」に「該当」又は「準ずる」場合

- ◆身体介護のうち、「自立生活支援のための見守りの援助」を必要とする場合、転倒のリスクが高いことだけを理由に判断せず、利用者が主体的に家事等を行う上で、見守りの援助（自立支援、ADL 向上の観点から、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）が真に必要なかどうかで判断し、どのような場面において、どのような「見守りの援助」が必要となるかについて、具体的に記載すること。（記載例①、⑥～⑱参照）

（ケアプランチェックでよく見られる不適切な事例）

×	例1)	本人に拭き掃除を行ってもらうためぞうきんを絞って渡し、その間ヘルパーは掃除機がけを行い見守っていないなど、実際のサービス提供実態が「自立生活支援のための見守りの援助」になっていない。
×	例2)	本人の身体状況（末期がんや重度の心不全、骨折後等）でヘルパーと家事をともに行うことが適切とは思えないようなケースで、共同実践が必要という理由で予防専門型訪問サービスが選択されている。

- ◆「専門職による急変時の緊急対応」、あるいは「疾病などのため体調の変化の察知」が必要といった理由のみによって、予防専門型訪問サービスを利用することは適切ではない。（生活支援型のヘルパーであっても、高齢者日常生活支援研修において、利用者の体調確認やチームケアの必要性、緊急対応などについても学んでおり、対応は可能。）

(イ) 目安②③④に「該当」又は「準ずる」場合

- ◆状態像の目安の基準に該当するからといって、無条件に予防専門型が利用できるわけではないことに注意。サービスの提供実態等と整合性を図る必要がある。
- ◆ただし、②③④に「該当」又は「準ずる」場合は、それぞれの理由から、専門職による対応が必要であることが予防専門型を利用する理由となるため、その基準を選んだ理由や具体的な状況が適切であれば、実際のサービス内容自体は生活援助（買い物支援、掃除等）のみであっても構わない。

② 予防専門型通所サービスを利用の場合の注意点

(ア) 目安①「送迎が必要」に「準ずる」場合

- ◆目安①「送迎が必要」に準ずるを選択する際は、本人の心身の状況から、客観的に送迎が必要（外出に介助が必要）かどうかを検討すること。（公共交通の便が悪いなどの理由で、送迎が必要な場合は、「利用可能な事業所がない」を選択すること。）

（ケアプランチェックでよく見られる不適切な事例）

×	例1)	目安①「送迎が必要」に準ずるとして、予防専門型通所サービスを利用していたが、認定調査票には、「バスや地下鉄を利用して外出することが可能」となっていた。
---	-----	-----------------------------------------------------------------------------

(イ) 目安②③④に「該当」又は「準ずる」場合

- ◆状態像の目安の基準に該当するからといって、無条件に予防専門型が利用できるわけではないことに注意。サービスの提供実態等と整合性を図る必要がある。

(ケアプランチェックでよく見られる不適切な事例)

- | |
|----------------------------------------------------------------------------|
| <p>✕ 例1) 洗身が一部介助であることから、状態像の目安④に該当しても、入浴サービスを行っていない予防専門型通所サービスは利用できない。</p> |
|----------------------------------------------------------------------------|

(5) 記載例

	状態像の目安に 該当	状態像の目安に 該当				非該当		具体的な状況を記載 ※「状態像の目安に該当」あるいは「準ずる」場合、客観的な心身の状況を踏 まえ、予防専門型サービスが必要な理由や目的を記載 ※「利用可能な事業所がない」に該当する場合、事業所の調整結果を記載
		①	②	③	④	目安に準ず る(※番号を 記入)	事業所 がない	
1	予防専門型 訪問	○						(障害高齢者)自立度A1、歩行にふらつきがあり見守り必要。少し でも家事を行いたいという本人の自立支援のために、ヘルパーが 体に手を添え、安全に家事が行えるように援助が必要。
2	予防専門型 訪問		○					(認知症高齢者)自立度Ⅱa、認知症の初期症状が見られ日常生 活に支障が出ている。
3	予防専門型 訪問			○				主治医意見書よりうつ病と診断。専門職による対応が必要。
4	予防専門型 訪問				○			大腿骨骨折により入院、○月○日退院。掃除等の家事を行うことが 困難なため。
5	予防専門型 訪問				○			腰椎圧迫骨折の為に体動時痛みがあり、掃除を行うことが困難な 為
6	予防専門型 訪問					①		原因不明の腰痛のため、長時間の立位保持が困難であり、洗濯物 を干すときに腰を支える介助を行うことで本人が家事に参加するこ とができる。
7	予防専門型 訪問					①		下肢筋力低下の為に掃除機を使うことが出来ない為に本人が吸引 口を操作し、ヘルパーに掃除機の本体を持って持つ支援を行うこと で掃除を自己で行うことができる。
8	予防専門型 訪問					①		肩関節の拘縮の為に洗濯物を取り込むことができない為に、ヘル パーが取り込んだ洗濯物を本人に手渡すことで置くことができる。
9	予防専門型 訪問					①		日頃から掃除をする習慣が無く、ヘルパーが促し、絞った雑巾を手 渡しテーブルの上を拭くことで掃除の意欲が出る。
10	予防専門型 訪問					①		変形性膝関節症の為に床に屈むと立ち上がることが出来なくなる 為に本人が雑巾を絞りヘルパーに手渡しトイレの床を拭くことで掃 除に参加することができる。
11	予防専門型 訪問					①		ゴミの分別ができない為にヘルパーが声がけをしながら一緒に分 別をすることでゴミ出しのルールを理解してもらう(思い出してもら う)
12	予防専門型 訪問					①		下肢筋力低下の為に浴室への出入り、浴槽の跨ぎの際には見守り を行うことで転倒防止ができる。
13	予防専門型 訪問					①		変形性股関節症で人工関節への置換術を行っているが、せっかち な性格で可動域を超えて床を掃除しようとする為にヘルパーによ る安全確認の見守りが必要
14	予防専門型 訪問					①		生活機能向上加算で調理の自立を目標としており、調理の自助具 が適切に利用が出来ているか見守り・声がけを必要とするため
15	予防専門型 訪問					①		認知症の為に冷蔵庫の中に賞味期限が過ぎた食品が多くある為 に声掛けをしながら整理を行うことで、 unnecessary 買い物を防ぐことが できる。
16	予防専門型 訪問					①		脳梗塞後遺症で嚥下困難な為に○○医師の指示に基づき流動食 を提供するため
17	予防専門型 訪問					①		肺気腫の為に10分以上の動作を行うとSPO2が90%程度まで低 下するために本人が掃除を行っている際に横で見守りを行い、疲労 の確認が必要
18	予防専門型 訪問					①		胃がんの手術後で体力低下があり、ヘルパーが雑巾とバケツを用 意し、本人が掃除を行うことで通所サービスが利用できる体力の回 復を目指すため

自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助に係る記載例
↓
具体的に記載!

19	予防専門型 訪問					②	主治医意見書は整形外科の主治医による作成だが、別の主治医からは認知症と診断されており、認知症の初期症状もあり日常生活に支障が出ているため。
20	予防専門型 訪問					②	本人が受診を拒否している為に診断は確定していないが、台所の鍋の焦がし跡や冷蔵庫に賞味期限切れの食材が大量にあり日常生活に支障を出ていると判断できる為
21	予防専門型 訪問					②	令和〇年〇月〇日作成の主治医意見書では認知症高齢者の自立度がⅠであったが、令和〇年〇月〇日に主治医と面談し現在の状況を報告しⅡbの状態であることを確認する
22	予防専門型 訪問					③	令和〇年〇月にヘルパーが変更になったことで不穏となり事業所、区役所、警察に1日10回以上電話を繰り返すことがあった為
23	予防専門型 訪問					③	長男から暴力を受けており、区役所を含めて虐待ケースとして対応を検討中の為
24	予防専門型 訪問					③	娘夫婦からの高齢者虐待が疑われるケースである為
25	予防専門型 訪問					④	新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となり、2週間の自宅待機期間中閉じこもりの状態にあったことで、一時的な体力の低下が見られるため。
26	予防専門型 通所	○					(障害高齢者)自立度A1、脳梗塞後遺症により右半身に麻痺があるために、一人での外出が困難。
27	予防専門型 通所		○				(認知症高齢者)自立度Ⅱb、薬の飲み忘れなど、日常生活で認知の症状が見られるため。
28	予防専門型 通所			○			主治医意見書より統合失調症と診断。専門職による対応が必要。
29	予防専門型 通所				○		認定調査票「上着の着脱・ズボン等の着脱」が「見守り等」に該当。通所サービスでの入浴を希望。
30	予防専門型 通所					①	通院には妻が付き添いタクシーを利用しており、付き添いなしでは外出できないため。
31	予防専門型 通所					①	脳梗塞後遺症の為に右半身に麻痺がある為に一人での外出が困難な為
32	予防専門型 通所					②	道に迷い警察に保護されたことが過去6か月で3回ある為
33	予防専門型 通所					②	ミニデイ型の利用をしていたが、利用予定日を忘れてしまうことが続き、利用できなくなってしまった為
34	予防専門型 通所					②	令和〇年〇月〇日作成の主治医意見書では認知症高齢者の自立度がⅠであったが、令和〇年〇月〇日に主治医と面談し現在の状況を報告しⅡbの状態であることを確認する
35	予防専門型 通所					③	アルコール依存症の治療の為に精神科病棟に入院し、退院時に○ ○医師から環境変化での再飲酒の可能性があると助言があった為
36	予防専門型 通所					③	令和〇年〇月に運動型通所サービスに変更したが、その後、うつ症状を発症し抗うつ剤の処方が始まった為
37	予防専門型 通所					④	浴槽が高く、股関節の可動域に制限があり跨ぎが困難な為
38	予防専門型 通所					④	肩関節に拘縮があり腕が上がらず、洗髪ができない為
39	予防専門型 通所					○	自宅の最寄りのバス停で、運動型、ミニデイ型のサービス提供時間にバスが運行していない為
40	予防専門型 通所					○	区内及び隣接区で空きのあるミニデイ型通所サービス事業所全てに調整したが、希望日時と折り合いがつかなかった。また、通所可能な運動型通所サービス事業所は無い為。

状態像の目安にかかる確認報告書

作成日： 年 月 日

___区___部いきいき支援センター 担当者名：

対象者氏名		被保険者番号	区分： 事業対象者 ・ 要支援1 ・ 要支援2 ・ 申請中
-------	--	--------	-------------------------------

サービス区分	状態像の目安に 該当				非該当		具体的な状況を記載 ※「状態像の目安に該当」あるいは「準ずる」場合、客観的な心身の状況を踏まえ、 予防専門型サービスを選択した理由や目的を記載 ※「利用可能な事業所がない」に該当する場合、事業所の調整結果を記載
	①	②	③	④	状態像の目安 に準ずる (※番号を記入)	利用可能な 基準緩和型 事業所がない	
予防専門型 訪問サービス							
予防専門型 通所サービス							

※利用する予防専門型サービスについて、その利用が適切と判断した理由に該当する欄に○
(ただし「準ずる」場合は、準ずる目安の番号を記入)

区分	【状態像の目安】	【基準】
予防専門型 訪問サービス	①身体介護が必要な方	①主治医意見書の「障害高齢者の自立度」のランクが「A1」以上
	②日常生活に支障を来すような認知症の症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられる方	②主治医意見書の「認知症高齢者の自立度」のランクが「IIa」以上
	③精神疾患等の疾病があり、ヘルパーの交代が病状等の悪化につながる恐れがある方	③主治医意見書により、疾病の記載が確認できること。
	④退院直後や骨折の治療中など、一時的に予防専門型訪問サービスが必要な方	④利用期間は、最大3ヶ月を上限に治癒するまでの期間とする。
予防専門型 通所サービス	①疾病により歩行に支障があり、送迎が無いとサービスが利用できない方。	①主治医意見書の「障害高齢者の自立度」のランクが「A1」以上
	②日常生活に支障を来すような認知症の症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられる方	②主治医意見書の「認知症高齢者の自立度」のランクが「IIa」以上
	③精神疾患等の疾病があり、環境の変化が病状等の悪化につながる恐れがある方	③主治医意見書により、疾病の記載が確認できること。
	④通所サービスの利用にあたり、日常生活動作のうちの「入浴」、「更衣」、「排泄」のいずれかにおいて見守りが必要な方	④認定調査票が下記項目の結果のいずれか該当していること ・「洗身」が「一部介助」以上に該当 ・「排尿・排便」が「見守り等」以上に該当 ・「上着の着脱・ズボン等の着脱」が「見守り等」以上に該当

※障害高齢者の自立度「A1」：屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出しない。介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する。

※認知症高齢者の自立度「IIa」：家庭外で日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。